



鈴蘭台駅北地区

まちづくりニュース

16号

発行：令和3年9月

編集：鈴蘭台駅北地区まちづくり協議会



まちづくり協議会 第2回全体集会を開催しました！

7月30日（土）夜、31日（日）午前の2回、まちづくり協議会第2回全体集会を開催しました。神戸市より、まちづくり構想の具体的な計画となる「鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業 事業計画（案）」をご説明いただきました。

2回の参加者数は、のべ28人でした。8月1日～7日に希望者向けの個別説明も実施され、合計で40人の方にご説明いただきました。全体集会での主なご意見・ご質問及び神戸市の回答については裏面をご参照ください。

なお、土地区画整理事業に関してご不明な点があれば、**現地相談所** をご活用ください。



*7月30日の様子



*7月31日の様子



まちづくりルールの事例視察を企画中

コロナウイルスの感染拡大が続いており、まちづくり協議会としての活動を思うように進められない状況が続いています。その間も、まちづくり協議会役員会では昨年度より「まちづくりルール」に関して様々な情報収集を進めてきました。身近な事例として、同じ北区内にルールを策定し神戸市と地区住民組織が協働でまちづくりに取り組んでいる地区がたくさんありますので、現地視察を行いたいと考えています。コロナ禍ですので、役員会から少人数で現地を視察し、後日ニュース等でみなさんにご報告したいと考えています。少し涼しくなる9月後半を予定しています。しばらくお待ちください。



※現地相談所は毎週水曜日14:00～17:00(ただし、緊急事態宣言期間中は閉鎖していますので、ご用の方は神戸市都市局工務課(078-595-6766)へお問い合わせください。

●お問い合わせ等は、鈴蘭台駅北地区まちづくり協議会会長：木戸まで



～神戸市への土地の売却について～



Q 買い取り時期や補償内容は？

神戸市に土地を売ってもよいとお考えの方は、神戸市にご相談ください。具体的な買い取りの契約等の手続きは事業計画決定後の令和4年度以降になります。売却を希望される権利者の皆さまと個別にご相談させていただきます。
補償内容は一般的に、土地取得費及び取得する土地上に建物等がある場合はその移転に係る費用となります。



Q 更地にしないとイケないの？

皆様の財産である建物等を神戸市が壊すことはできないため、補償金により撤去していただくことになります。



～換地による移転について～



Q 移転時期はいつになるの？

権利者の皆さまによってそれぞれご事情が異なるため、ひとくくりに回答はできません。今後事業の進捗（事業区域の北側からの整備を検討しています）に応じて、皆さまのご意向を伺いながら進めてまいります。



Q 補償内容を教えてほしい

補償の内容としては、建物や工作物等の移転に伴う補償、仮住居の使用等に伴う補償、営業の休止等に伴う補償などがあります。



Q 移転の場合は仮住まいが必要なの？

移転先によっては1回の引っ越しで済む可能性もありますが、一度仮住まいをいただき、その後に移転先に引っ越ししていただく場合もあります。



～その他のご質問～



Q 換地による移転があるので、家の補修はしないほうがいいの？

個々の移転時期や補修の必要性については、権利者の皆さまによってそれぞれご事情が異なるため、ひとくくりに回答はできません。なお、補修内容が建物等の移転に伴う補償の算定に反映される場合があります。



Q 区画道路の計画を最近聞きました。本当に必要なの？

事業計画案では、全ての宅地が区画道路に接道するよう配置しており、令和2年10月の土地区画整理事業の都市計画案の説明会で初めてご覧いただきました。

安全に通行できる暮らしやすい街とするために必要なものですので、ご理解いただきますようお願いいたします。

